

○岡山県感染症対策委員会規則

昭和五十七年三月二十四日

岡山県規則第六号

岡山県感染症対策委員会規則を次のように定める。

岡山県感染症対策委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)第四条の規定により、岡山県感染症対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を知事に報告し、又は意見を具申する。

- 一 感染症の監視に関すること。
- 二 感染症の予防対策に関すること。
- 三 感染症の防疫対策に関すること。
- 四 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備に関すること。
- 五 その他感染症対策に関すること。

(令五規則六一・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員二十四名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 その他知事が適當と認める者

(平六規則四〇・令五規則六一・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第五条 委員会に、特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第六条 委員会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第七条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第八条 委員会は、その所掌事項の一部を分掌させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、緊急の必要があるときは、会長の承認を得て、その所掌事項について知事に報告し、又は意見を具申することができる。
- 3 専門部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者並びに会長が必要と認める者（以下これらを「部会員」という。）をもって組織する。
- 4 専門部会に、部会長を置き、委員である部会員の互選によって定める。
- 5 部会長は、会長の指揮を受け、専門部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した部会員が、その職務を代行する。
- 7 専門部会の運営その他に關し必要な事項は、専門部会が会長の承認を得て定める。

（令五規則六一・一部改正）

(庶務)

- 第九条 委員会の庶務は、保健医療部健康推進課において行う。
- （平五規則二〇・平六規則一五・平二二規則二七・令五規則四八・一部改正）

(その他)

- 第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第二〇号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第一五号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第四〇号)

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第四十八号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第六十一号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に新たに任命され、又は委嘱された岡山県感染症対策委員会の委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、同日までとする。